

令和7年2月市議会 環境経済委員会資料

第8号議案 令和6年度長崎市一般会計補正予算（第10号）

目次	(予算説明書頁)	(資料頁)
[2款 総務費]		
2・1・22 世界遺産推進費		
《繰越明許費補正》		
【補助】世界遺産保存整備事業費		
「明治日本の産業革命遺産」	42 ~ 43	2 ~ 4

文化観光部  
令和7年2月

予算説明書【繰越明許費】				事業名	繰越明許額
ページ	款	項	目		
42～43	2 総務費	1 総務管理費	22 世界遺産 推進費	【補助】世界遺産保存整備事業費 「明治日本の産業革命遺産」	千円 30,300

## 1 事業概要

世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である端島炭坑を適切に保全するため、島の周囲の石積護岸及び劣化したコンクリート護岸の整備工事を実施する。

## 2 事業内容

建設海岸・港湾海岸のそれぞれから優先順位の高い1か所ずつ計2か所を選定し、護岸補強工事を実施する。整備にあたっては、社会資本整備総合交付金を活用する。

- (1) 事業期間 令和6年度～令和7年度(債務負担行為)  
(2) 整備延長 38.9m (護岸全周1,150mの一部)  
①護岸補強工事 西側 L=19.2m  
②護岸補強工事 東側 L=19.7m

### (3) 事業費

[単位：千円]

	予算額	支出予定額	残額 (繰越予定額)
令和6年度	322,800	292,500	30,300
令和7年度(債務負担)	268,200	—	—
合計	591,000	—	—



### 3 繰越事由

債務負担行為を設定し、令和6年度から7年度の2箇年で実施する護岸補強工事について、年度内に完了しない見込みであり、資材単価の上昇等による増額の可能性があるため、令和6年度予算残額を全額繰り越すもの。

(社会資本整備総合交付金も併せて繰り越し、国からの財源を有効に活用する。)

### 4 財源内訳

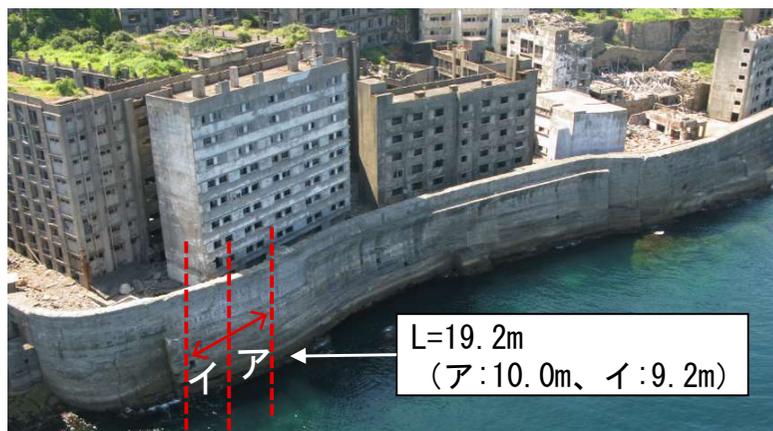
区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金 <sup>※1</sup>	県支出金	地方債 <sup>※2</sup>	その他	一般財源
予算現額	千円 322,800	千円 107,600	千円 —	千円 215,200	千円 —	千円 —
支出予定額	292,500	97,500	—	195,000	—	—
繰越明許額 ①-②	30,300	10,100	—	20,200	—	—

※1 社会資本整備総合交付金 充当率 1/3

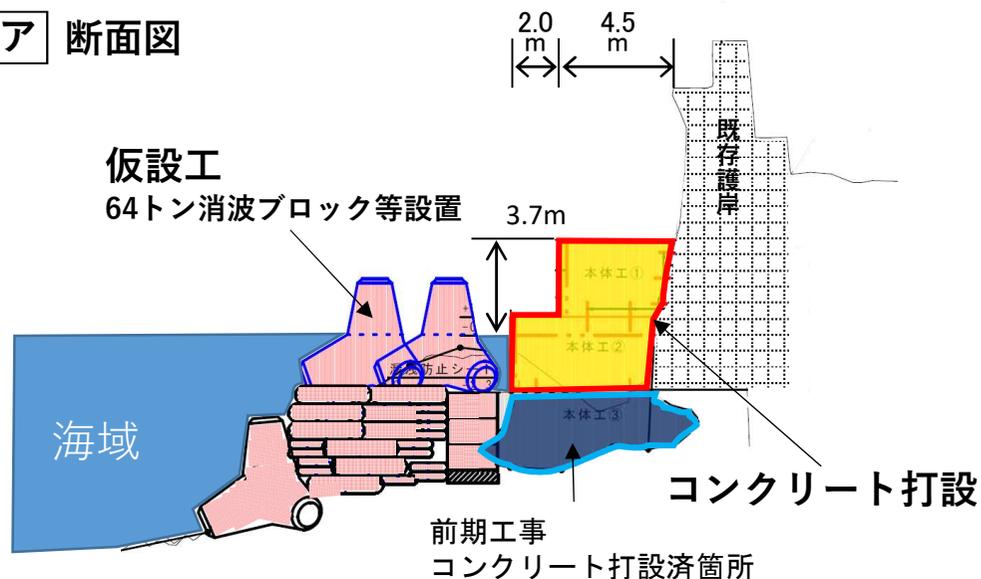
※2 過疎対策事業債 充当率 100% (交付税措置率70%)

## 【参考】整備箇所①の工事概要

- 1 工事名: 端島炭坑跡護岸施設補強工事(その3)
- 2 工期: 令和6年9月20日～令和7年7月31日
- 3 整備内容
  - (1) 護岸海側へコンクリートを打設し、海中空洞部充填とともに護岸を補強する。
  - (2) 消波ブロック、築堤マットはコンクリート打設時に一時的に設置するもので、コンクリート打設完了後に別区画にて転用を基本とする。
  - (3) 長期にわたり護岸補強工事を実施することから、護岸の脆弱な箇所と判定される海面下の空洞部充填、補強を最優先する。



### ア 断面図



### イ 断面図

